

肥料価格高騰対策事業
申請予定農業者 各位

豊橋農業協同組合

【国】肥料価格高騰対策事業の第1回申請（令和4年秋肥）と受付会の開催について（通知）

日頃は農協各事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

見出しの件につきまして、国の肥料価格高騰対策事業の愛知県肥料高騰対策推進協議会による申請受付が開始されます。

つきましては、第1回申請の書類様式（令和4年秋肥分）を送付しますので申請希望される方は、受付会へ参加申込していただき下記の提出書類を記入してご持参くださいますようお願いいたします。

※このお知らせは、期間内に豊橋農協で肥料を購入された当事業の対象見込みとなる方に送付させていただいております。該当されない場合は、ご容赦ください。

記

1 支援内容

昨今のエネルギー価格の上昇に加え、ロシア・ウクライナ情勢等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰している。それに対して、国では海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用等の取り組みを行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援する。

2 支援対象

対象農家：化学肥料の2割低減に向けて取り組む農業者

対象肥料：・肥料法における肥料に該当するもの（肥料登録のある銘柄）

・令和4年秋用肥料または令和5年春用肥料として購入したものの又は購入することが確実と見込まれるものが対象

⇒ **秋肥**：令和4年6月～10月に購入または支払確定したもの

春肥：令和4年11月～令和5年5月に購入または注文したもの

申請期間：第1回申請（令和4年秋肥分）⇒ 令和4年11月18日～令和4年12月1日

第2回申請（令和5年春肥分）は具体的なスケジュールの提示がまだありません。

3 支援金額

肥料コスト上昇分の7割を支援金として交付

支援金 = { 当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用量低減率) } × 0.7

価格上昇率は統計データを基に
決定（秋肥=1.4、春肥=未定）

0.9

7割

4 提出書類 ※全ての書類（A4サイズ）をご準備していただいた上で、受付会にて提出してください。

- ・ **肥料価格高騰対策事業参加申込書** …業務方法書様式第2-1号
- ・ **化学肥料低減計画書** …業務方法書様式第2-2号
- ・ **申請額の算出根拠となる証拠書類** …肥料の購入実績が確認できる書類（JA豊橋＝肥料購入実績証明書）
- ・ **振込先口座の通帳の写し** …申請者と同一名義口座の通帳の表紙の部分と表紙を1枚めくった部分の写し

★これらの書類様式は、以下のホームページに掲載されておりダウンロードできます。

愛知県農業経営課 HP への URL (愛知県協議会) : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/hiryo-kouto.html>

ギガファイル便からもダウンロードできます。

書類様式と記入例



県協議会 HP
への QR コード

5 確認書類 ※受付会にて、確認が必要ですのでご持参ください。

ギガファイル便

- 農産物 (または畜産物) の販売実績が確認できる書類
※令和3年1月以降の販売伝票又は令和3年分の税務申告書等
- 続柄を証明する書類 (住民票等) (※必要な場合のみ)
※経営移譲した場合は開廃業届、申請者名と肥料の購入者名義が異なる場合は続柄を証明する書類 (住民票等)
- 本人確認書類 ※運転免許証等

6 受付会・申請手続きについて ※当事業の対象期間に JA での肥料購入実績のある方に対して申請書類を送付しています。

※申請される方は、豊橋市の開催する合同受付会へ参加申込していただき、必要事項を全て記入した上で、受付会にて申請手続きをしてください。

※受付会へ参加するには事前申込が必要です。(申込期限: 令和4年11月22日(火)) スマートフォン等で下記の QR コードから「あいち 豊橋市 電子申請・届出システム」にアクセスして参加申込を行ってください。(JA 豊橋各事業所または営農指導課からも申込入力が可能です)

※JA の受付会日程は次の通りですが、申請先は肥料の購入先である各肥料販売店となりますので、購入先で一度、受付日をご確認ください。

★「あいち 豊橋市 電子申請・届出システム」への URL :

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=61195



受付会の参加
申込フォーム

受付会日程					
①	令和4年11月18日	(金)	⑤	令和4年11月28日	(月)
②	令和4年11月21日	(月)	⑥	令和4年11月29日	(火)
③	令和4年11月22日	(火)	⑦	令和4年11月30日	(水)
④	令和4年11月24日	(木)	⑧	令和4年12月1日	(木)

時間区分			
1	9:30-10:30	4	13:30-14:30
2	10:30-11:30	5	14:30-15:30
3	11:30-12:30	6	15:30-16:30

7 受付会場 とよはし産業人材育成センター 2階 教室1 (豊橋市神野新田町シノ割1-3)

※受付ブースは、JA 豊橋をはじめ豊橋管内の主な肥料販売店がそれぞれ設置される予定です。



受付会場の情報

8 その他

当事業に上乗せとして、愛知県肥料価格高騰対策支援金及び豊橋市肥料価格高騰に係る支援金が別途計画されていますので、受付会でご確認ください。

9 お願い

- 農林水産省ホームページ内の肥料価格高騰対策事業のページにて事業の概要資料の確認や説明動画を視聴することができます。できる限りご自身で一度ご覧いただき事業理解を深めて下さい。
- JA 豊橋以外で購入された肥料の申請は、購入先である肥料販売店にお問い合わせ下さい。
- JA 豊橋の受付ブースで申請できるのは、JA 豊橋で購入又は注文した肥料のみです。
- 申請書類の様式は必ず愛知県協議会のものをご使用ください。
- 当 JA 施設での書類のコピーについては有料となります。



農水省 HP
への QR コード

★農水省 HP への URL : https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/220729.html

★申請書類の様式への URL (愛知県協議会) : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/hiryo-kouto.html>

以上

肥料価格高騰対策事業参加申込書

記入しない

令和4年 11月 ●●日

秋用肥料分	春用肥料分
○	

(注)該当するものに○を付けること

第1 参加申込者の概要

氏名(フリガナ)	豊橋 太郎(トヨハシ タロウ)		
住所	〒441-8124 豊橋市野依町字西川5		
連絡先	所属・役職・氏名	豊橋太郎	
	電話番号	0532-25-3552	
	E-mail	eishi@toyohashi.aichi-ja.or.jp	

第2 支援対象となる当年の肥料費

●●●, ●●● 円 (秋用肥料分) / 春用肥料分)

括弧内はいずれかを選択すること

・JA豊橋の肥料購入実績証明書1種類の場合のみは、その金額を記入
・その他グリーンセンター等での証明書がある場合は、未記入とする

第3 他の取組実施者への参加申込の状況
(有・無のいずれかにチェックすること)

他業者にて購入した肥料に対しても申請する場合は有に✓を、JA豊橋購入分のみ場合は無に✓を記入

有 (重複した内容の申請はしていない。)

【他の取組実施者の概要】

取組実施者名	住所	電話番号
●●肥料店	豊橋市●●町1-1	●●●●●-●●●-●●●●●

どちらかに✓を記入

※本表は、別紙として添付しても可とする。

無

(裏面へ続く)

裏面の「第4 誓約・同意事項」及び「第5 支援金の振込口座」を必ず記載のこと。

第4 誓約・同意事項

支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
<p>1 以下の事項に相違ありません。</p> <p>(1) 農産物の販売を行っていること。</p> <p>(2) 支援対象期間以外のもは含まれておらず、支援対象要件である肥料法に定められた肥料であることに間違いがないこと。</p> <p>(3) 他の取組実施者への申請の有無を確認し、他の取組実施者への申請があった場合は、重複申請がないこと。</p> <p>(4) 当年肥料費は、各種割引等の金額を控除した後のものであること。</p> <p>2 本事業に係る報告や立入調査について、東海農政局長等から求められた場合に応じます。</p> <p>3 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合は提出します。</p> <p>4 以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。</p> <p>なお、支援金を返還することとなった場合は、返還の命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付も併せて行います。</p> <p>(1) 対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合</p> <p>(2) 正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合</p> <p>(3) その他、事業実施主体又は東海農政局長等から求められた場合</p> <p>5 次の「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。</p> <p>「個人情報の取扱い」</p> <p>農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、肥料価格高騰対策事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のために利用します。</p> <p>また、農林水産省、愛知県、愛知県肥料高騰対策推進協議会、市町村等は、本事業の実施に係る説明会や他の補助事業の補助金等交付等のため、関係機関に必要最小限度内において提供する場合があります。</p> <p>(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

注意事項（必ず御確認ください。）

- 本年の秋肥と来年の春肥は、それぞれでまとめて、別々に申請いただくこととなりますが、申請漏れがあると追加申請できませんので、領収書などの提出に漏れがないか御確認ください。
- 化学肥料使用低減の取組の実施状況について、聞き取りや書類を確認させていただくことがあります。（令和5年秋頃を予定）
- 取組実施報告時に「化学肥料低減実施報告書」及び「化学肥料の使用量の低減の取組を実施することが確認できる書類」（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）の写しを提出していただく必要があります。（令和6年秋頃を予定）
- 取組実施報告後、化学肥料低減報告書をもとに取組が適切に行われたか現地確認が行われることがあります。
- 取組実施者へ提出する書類等は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管する必要があります。

記入した振込口座の通帳を受付会で
確認しますので持参してください。

第5 支援金の振込口座

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)											
金融機関コード (数字4桁)				金融機関名							
●	●	●	●	●●●● 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							
支店コード (数字3桁)				支店名							
●	●	●	●●●	支店							
預金種別 (該当のものにレ印を付けてください)						口座番号 (7桁に満たない場合は、右づめで記入)					
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						●	●	●	●	●	●
口座名義											
カナ	トヨハシ タロウ										
漢字	豊橋 太郎										
ゆうちょ銀行											
記号 (6桁目がある場合は※部分に記入)						番号 (右づめで記入)					
					※						
口座名義人											
カナ											
漢字											

添付資料 (以下の口々にチェックを入れること)

- 化学肥料低減計画書 (業務方法書様式第2-2号)**
- 所要額の算出根拠となる証拠書類** (注文書、請求書又は領収書等は、添付台紙に貼付)
 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類 (注文票等) と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類 (領収書等) または支払い義務が生じていることを示す書類 (請求書等) を提出すること。
 なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

第6 その他

- 愛知県肥料価格高騰対策支援金の申請希望**
 (別に愛知県への申請が必要となります)。
- 既に市町村から肥料価格高騰に係る支援を受けている。**
 市町村名 : _____
 支援金額 : _____ 円

記入例

(業務方法書 様式第2-2号)(実施要領参考様式第2号関連)

No. _____

化学肥料低減計画書

記入しない

低減に向けた取組は、①又は②のいずれかを基本とする。
①全作付面積(延べ面積)の半分以上を占める作物(「代表的な作物」)
②代表的な作物に準じる作物群のうち2品目以上
※記載例は、②の事例でキャベツ、エンドウで取組を行う場合を想定

作付概要

作物名	作付面積(a)
キャベツ	120
エンドウ	30
その他	50
計	200

全作付面積(延べ面積)を記入

法人・組織の場合は、法人名、代表者氏名を記入

秋用肥料	春用肥料
○	

注:該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名)(フリガナ) 豊橋 太郎(トヨハシ タロウ)
住所 豊橋市野依町字西川5
電話番号 0532-25-3552

- 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
- 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	◎
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 (ア)露地野菜栽培における土壌被覆資材を用いた栽培管理 (溶脱抑制を目的とするため施設栽培は除く)		
ソ 地域特認技術の利用 (イ)肥効調節型肥料のうちプラスチック被覆肥料による化学肥料施用量の削減 (被覆資材の流出防止の取組と一体的に進める)		

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに「○」を記入
✓ 2つ以上に「○」が付けばOK
✓ これまで既に取り組んでいるものもカウントできる(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください)

必ず✓を記入

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。



令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックしてください。

(注) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。